

業種別手続きシート（漁船）

免税の要件

対象となる方
漁船の使用者

対象となる用途
漁船の動力源の用途

対象となる機械
漁船法の規定による漁船

申請に必要な書類等

1 免税軽油使用者証交付申請手続き（有効期間は、3年以内）

免税軽油使用者証交付申請書（第16号の16様式）
誓約書（第16号の18様式）
動力漁船登録票 （写）〔原本を持参してください。〕
印鑑
手数料（750円分の岡山県証紙）

2 軽油引取税免税証交付申請手続き（有効期間は、1年以内）

免税証交付申請書（第16号の21様式）
交付を受けた「免税軽油使用者証」

免税軽油使用者証・免税証の返納手続き

免税軽油使用者証・免税証返納書（様式第82号）
交付を受けた「免税軽油使用者証」・ 「軽油引取税免税証」

免税軽油を必要としなくなったときや「免税軽油使用者証」・「軽油引取税免税証」の有効期間が満了したときは、すみやかに返納する必要があります。

免税軽油使用実績報告

免税軽油の引取り等に係る報告書（第16号の30様式）
免税軽油受払簿（様式第42号） 〔販売店の領収書、納品書等も持参してください。〕

毎月末日までに前月分の免税軽油の使用実績を報告をする必要があります。
ただし、交付を受けた数量が24Kℓ（月間2Kℓ）未満の場合等は、
（ 次回の免税証の交付日が報告書の提出期限となります。 ）